

学校いじめ防止基本方針

おおさわ学園三鷹市立大沢台小学校

校長 蔵野 貴通

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第二条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの解決の判断(三鷹市いじめ防止推進基本方針)

いじめを受けた児童といじめをした児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出したことを、複数の教職員が一定期間以上にわたって行った観察により把握した具体的かつ客観的な事実に基づき、対策委員会が、解決の判断を行う。

- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも起こり得る」という前提に立ち、全ての児童を対象に、いじめ防止のために、保護者・PTA、地域住民、関係団体等と連携・協力して、全教職員でいじめの未然防止及び早期発見、早期対応に取り組む。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 学校いじめ対策委員会は、「校内支援委員会」が兼任し、管理職、生活指導主任、養護教諭、教育支援コーディネーター(正・副)を基本のメンバーとし、必要に応じてスクール・カウンセラー等を入れて構成する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、いじめ対策年間計画の作成、実行、進行管理、いじめの未然防止、早期発見、事案の実効的対処、いじめの「疑い」、「認知」、「解消」、「解決」の判断、校内研修の実施、関係機関との連携等をはじめとする取組の中心的機能を担う。
- (3) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内組織の在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図る。

3 未然防止のための取組の推進

- (1) 児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。そして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成し、自己肯定感や自己有用感を高める。子どもファースト・子ども主体の学校創りを行い、合言葉を「大沢台は、笑顔あふれる流星群」とする。
- (2) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有し、定着を図る。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、9年間を通した全ての教育活動で道徳教育及び地域人財を生かした体験活動等の充実を図る。
- 「人権教育プログラム」、「いじめ防止教育プログラム」、「いじめ総合対策【第2次・一部改訂上下巻】」などを活用した校内研修を実施する。
 - 「考え、議論する」道徳の授業を充実させ、道徳性の成長を図る。
 - 各学年の体験学習を実施する。
 - 1年・・・生き物大好き(野川) 2年・・・もっと知りたいたんけんたい
 - 3年・・・野川ワールド 4年・・・天文台ワールド、安全について考えよう
 - 5年・・・田んぼの楽校 6年・・・自然教室、わたしたちのまち大沢
 - 小・中学校教員が密に連携をとり、生活指導部が中心となって、おおさわ学園の小・中一貫生活指導計画の実施・徹底を図る。

4 早期発見のための取組の推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童のささいな変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもつ。そして、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組を推進する。また、いじめは、学校内外を問わず行われることを踏まえ、保護者・PTA、地域住民並びに関係団体等と連携して早期の発見に努める。

- 日常的な観察

休み時間や放課後の雑談の中などで、児童の様子に目を配る。また、教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。また、長期欠席者で「要因が特定できない者」については、いじめの可能性を疑い、確認を行う。場合によっては家庭訪問を行い、本人及び家族状況・欠席原因を確認する。

- 教育相談

個人面談の機会を活用したり、5月と2月に教育懇談週間を設定したりするなど、保護者から児童の悩みを個別に聞く機会を設ける。また、5年生全員を対象に、スクール・カウンセラーによる面談を実施する。

- 相談窓口の周知

スクール・カウンセラーの月1回のお便りや養護教諭等による相談窓口について周知する。また、年度当初に相談窓口情報の一覧表を作成し、学校だよりやホームページ、コミュニティ・スクール委員会、教室掲示等を活用して児童が速やかに相談できるようにする。

- 定期的なアンケートの実施

安心していじめを訴えられるように様式や回収方法等を工夫して、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査等を実施する。アンケートの実施時期は、ふれあい月間の6月、11月、2月の年3回とし、アンケートは3年間保存する。また、アンケートの結果は、いじめ対策委員会で共有し、必要に応じて各学級の担任に聞き取りを行うとともに、必要に応じてスクール・カウンセラーとの連携を図り、継続的なケアを行う。

- 保護者会や個人面談で、いじめ防止についての話題(チェックシートやDVD等)を出し、家庭と連携して児童を見守る。

- ネットいじめの対応

セーフティ教室や「SNS東京ルール」、「学園SNSルール」、三鷹市情報教育リーフレット「ネット社会を生きる力を育むために」などを活用して情報モラルを高める指導に取り組み、保護者においても、これらの理解・協力を求めていく。また、学園の取組として児童・生徒代表者会議等でも話題にし、児童にとって身近な問題であることを意識させ、自分たちでもルールづくりをさせていく。

5 早期対応のための取組の推進

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、被害児童や保護者の苦痛を取り除くことを最優先に迅速かつ適切に対応する。

- いじめの発見・通報を受けた教員は、一人で抱え込まず、直ちに管理職及び学校いじめ対策委員会に報告し、学校全体で情報を共有する。

- 学校いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童からの聴き取りを行って、いじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。

- いじめが確認された場合、必要に応じてスクール・カウンセラーや、スクール・ソーシャルワーカー、さらに、状況に応じて子ども家庭支援センター、児童相談所、所轄警察署などの協力を得て解決に取り組む。

- いじめを受けた児童及びいじめを通報した児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握して、複数教員で見守るなど、情報を共有して適切に対応する。

- いじめをした児童に対しては、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。
〈参考〉 児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。
(平成 25 年 9 月 20 日、文部科学省「第 4 回 いじめ防止基本方針策定協議会」資料による)
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせる取組を推進・充実する。
- 「ふれあい月間等いじめ状況調査」(三鷹市教育委員会指導課作成の Excel シート)等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録(生活指導主任が担当)を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級・進学の際に適切に指導を引き継げるようにする。

6 重大事態への対処と教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。
- (2) いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等を活用して、被害児童及び保護者の心のケアを図るとともに、学校全体で間断のない見守りをしていく。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応するとともに、子ども家庭支援センターや児童相談所とも連携して情報を共有しながら対応していく。
- (4) 教育委員会やその附属機関が行う調査、市長の附属機関の行う再調査に協力する。
- (5) コミュニティ・スクール委員会では、定期的に児童の様子を報告し、地域と連携して児童を見守る。

7 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 児童・生徒による取組の推進

いじめの問題の解決に向けて、児童自身が主体的に取り組む活動を推進する。

- 代表委員会や児童・生徒代表者会議が中心となり、いじめ防止をテーマとした標語やポスター作り等を行う。月一回、委員会活動委員長会議を行い、校長は児童の意見を聞く。
- おおさわ学園の児童・生徒代表会議でも、いじめ防止や SNS のルールに対して話し合わせ、学園でいじめに対しての取組を行う。

9 いじめ解消後の対応

- (1) いじめの解消・解決は、いじめの認知と同様に、学校いじめ対策委員会により、組織的に判断する。いじめの解決は、被害・加害双方の関係が修復し、周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動を踏み出すことをもって判断する。
- (2) いじめの解消後も、再発の可能性も想定し、学校全体で継続して見守っていく。

10 「学校いじめ防止基本方針」の公表・評価・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を教育委員会に提出し、コミュニティ・スクール委員会及び P T A 運営委員会や保護者会等で周知するとともに、学校のホームページに公表する。
- (2) 学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について自己評価を行うとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。
- (3) 学校評価に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。